

長建協発第478号
平成27年1月21日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

有害物ばく露作業報告対象物（平成27年対象・平成28年報告）について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、その結果、ばく露による健康障害が発生するおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、今後、有害物対策を効果的に進めていく上で必要な報告として平成18年から行われております。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」により定められておりますが、この度、告示の一部が改正され、平成27年1月1日から12月31日を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は平成28年1月1日から3月31日まで）の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては、標記について、別添のとおり全建を通じ厚生労働省労働基準局安全衛生部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。